

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和4年12月5日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時28分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる
森 戸 雅 孝 大 浦 兼 政 氏 家 晃
福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓
傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 市 村 隆
雨 宮 茂 樹 浅 野 貴 之 小 平 啓 佑
針 谷 育 造 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
内 海 まさかず 梅 澤 米 満 針 谷 正 夫
広 瀬 義 明 大阿久 岩 人 白 石 幹 男
関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
危機管理監	間中	正幸
経営管理部長	大野	和久
地域振興部長	永島	勝
地域振興部参事	飯島	正則
地域振興部参事	佐藤	義美
消防長	上岡	健司
総合政策課長	押山	好孝
広報課長	茅原	節子
行財政改革推進課長	狐塚	光紀
危機管理課長	高久	一典
職員課長	渡邊	浩志
契約検査課長	高橋	宏樹
管財課長	清水	孝之
財政課長	熊倉	宜和
地域振興部副部長兼 地域政策課長	高野	義宏
大平地域づくり推進課長	小島	清
藤岡地域づくり推進課長	海老沼	博行
都賀地域づくり推進課長	川又	俊行
西方地域づくり推進課長	中田	治彦
西方地域づくり推進課主幹	牧野	知之
岩舟地域づくり推進課長	堀江	克実
蔵の街課長	佐藤	啓子
渡良瀬遊水地課長	山野井	広実
消防総務課長	小川	信幸
通信指令課長	小高	照明
消防第1課長	中山	全良
消防第2課長	田村	秀彦

令和4年第7回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和4年12月5日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第120号 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第121号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第122号 栃木市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第123号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第124号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第125号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第129号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事）
- 日程第 8 議案第130号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事）
- 日程第 9 議案第131号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事）
- 日程第10 議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第120号 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第120号 栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の1ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、第3条関係で定年年齢を65年に引き上げること、第6条から第11条関係において、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入とこれに伴う降任等について定めてまいります。

次の第12条、第13条では、定年前再任用短時間勤務制の導入及び制度改正前の経過期間における暫定再任用制度についてを、そして附則では翌年度に60歳に達する職員に対して、関係情報の提供を行うことを定めてまいります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書4ページ、5ページをお開き願います。詳細につきましては、こちらの新旧対照表によりご説明させていただきます。まず該当する箇所は第3条、定年でございますが、定年年齢を60年から65年に引き上げるものでございます。

関連して、附則であります、15ページをお開き願います。申し訳ございません。附則の5項、定年に関する経過措置でございますが、令和5年度から制度改正の令和13年度までの経過措置といたしまして、表を御覧いただきますと、令和5年4月1日から令和7年3月31日までが61年とあります。これは、令和5年、令和6年度に60歳を迎える職員は61年、61歳というように期間に応じて2か年に1歳ずつ延長されていく経過措置となっております。

それでは、お戻りいただきまして、議案説明書4ページ、5ページをお願いいたします。下段の第4条になりますが、こちらは定年による退職の特例を定めたものでございます。定年に際し、字句の整理を行ったものでございます。また、改正後は新たに9条で定める管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用等の制限の特例も該当し、今までの職に引き続き1年単位で最長3年まで定年を延長することができる規定になります。

続いて、6ページから13ページ中段までの改正案、第6条から11条関係でございますが、今回第3章といたしまして新たに設けられた、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するとともに、これに伴う職員の降給等について定めたものでございます。

7ページ下段、改正案6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定めております。給与条例で規定する職員とは管理職手当の対象となる、一般職ですと6級の課長補佐から8級の部長級が該当することになります。

続いて、7条では地方公務員法で規定する管理監督職上限年齢は60年とすることについて定めています。

次に、9ページの改正案になりますが、第8条では他の職へ降任するに当たり、地方公務員法で定めるもののほか、適正配置について定めております。

続きまして、9ページから13ページの改正案、第9条から第11条では管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例として、他の職に降任等すべき管理監督職員について、補充ができず公務に支障が生じる場合は、その職に1年を超えない期間で3年まで延長することができる場合の要件などを特例及びその意思確認、延長事由が消滅した際の措置を定めております。

続きまして、13ページ中段の第4章、定年前再任用短時間勤務制でございます。改正案第12条、第13条になりますが、こちらではフルタイムで働く定年延長だけでなく、定年後のワーク・ライフ・バランスを考慮し、60歳に達した後退職した場合、再任用短時間勤務職員として、例えば週3日、週4日勤務など退職者の希望も踏まえて採用することができる定年前再任用短時間勤務制の制度について定めております。

続きまして、15ページの改正案、附則5については先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。附則第6で翌年度に年齢60年に達する職員に対して、任用及び給与に関する情報の提供を行うことや勤務の意思を確認するよう努めることを規定しております。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の1ページを御覧ください。こちらは制定文になりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、2ページを御覧ください。こちら2ページから10ページまでが改正文になりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、10ページ、附則についてご説明させていただきます。附則であります。第1条といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則11条の規定は公布の日から施行するというものでございます。

附則第2条では、勤務延長に関する経過措置を、第3条では定年退職者等の再任用に関する経過措置として、暫定再任用職員として、定年が段階的に引き上げる経過期間における暫定再任用制度について定めております。

以下4条から11条までは、関係する条例附則での定めの詳細、経過措置等を整理したものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

福田委員、お願いいたします。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございました。

まず、120号に関して、若干質問をしていきたいなというふうに思います。今回のこの改定につきましては、国から延長というか、そういう話が出て、各自治体がそれに対応するための条例の制定だということに理解させていただきましたが、要因というのはやっぱり年金支給開始が65歳からということに伴ったものだと理解してよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） そのとおりでございます。平成25年度に定年退職となる職員から、年金の報酬部分が引き上げられてまいりました。基本的にはその部分が根底にありまして、その後再任用制度導入して、今まで運用してきた次第でございます。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力や経験を十分に生かし切れず、公務能率の低下が懸念され、職員側も無年金期間が拡大する中、ちょっと給料が低いものですから、生活への不安が高まるおそれがあります。そういうことも踏まえまして、国のほうの改正に準じて今回改正するものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 理解しました。

それと、今回の120号の改正の概要ということで、4点ほど挙げておきます。最初に言ったもの、1番目は65年に段階的に引き上げる、定年をという内容と、あと管理監督の職務上の上限年齢制と、役職定年制ですね、これについてのことをうたっていると。あと3点目が、再任用、時間勤務制を導入するという点と、4点目が任用職員かな、任用及び給与に関する情報の提供等という4点が大きな概要になっていると思うのですけれども、ちょっとここで気になっているところが、例えば議案書の3ページになると思うのですけれども、3ページのところで特に条例の条文の第4条の中の文言の多くが変わっているのです。改正前と改正後で。それで、例えば一例を挙げると「その職員を」というところが例えば「当該職員」だとか、何々「とき」というのを「こと」なんていうふうに改めているところが多く目立ちます。これをこの文言に変えた思いというか、真意というのはどんなところから来ているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 申し訳ございません。そちらにつきましては、準則に合わせて整理させていただいたものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、もう一点質問させていただきます。

これ議決されてから、今後定年延長というのが実施されるのだと思うのですけれども、議決後の話をちょっとさせていただきますと、例えば定年延長というのはあくまで任意ではないかなと思うのです。例えば働きたくても働けないとか、心身の問題があって、そういう制度はできたけれどもやりたくてもできないという方もいらっしゃると思うのです。そういう方のための延長を望まないとか望めない方に対しての条例文というのはどこか何かあるのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 延長を望まない方に対してというのはないのですけれども、先ほどご説明いたしましたように、来年60になる職員に対して今年度、条例が通していただければ年明け、説明をします。そこで、アンケートを取って、まずどういう気持ちなのかというのを確認させていただきます。それで終わりではなくて、その後年度内にまた実際、状況も変わりますし、どんな感じですかということで、今も再任用の方については4月と10月に意思確認をさせていただいております。同様に意思確認をさせていただいて、その内容に基づいて対応させていただきたいと思います。先ほどのどうしようかなと迷っている方は、それまでに、例えば1月には辞めようかなと思っていただけれども、10月にはやっぱりやるよという場合もございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、実施に当たっては、当事者と面談等含めて、そういうやり取りがあるよという理解でよろしいですね。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 面談をやるかどうかというところはまだ調整中ではございますが、今までの再任用につきましては、職場での面談を課長さんにさせていただいて、その経過を聞くとか、そういう状況と、こちらでのアンケート調査ということになっております。ただ、今回制度が変わりますので、他市ではおっしゃるように個々に全て面談をしているところもありますので、そういうものも含めて検討させていただきたいと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私も民間のほうで労働組合経験していますので、すごく感じているところは、ぜひ今答弁でもございましたように、面談等々はぜひやっていただければなということを要望させていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） おはようございます。この件に関してではなくて、これは今を変える案件ということでございますが、これを変えたことによる未来って相当いろいろ変わってくると懸念をしています。

研究会でも質問させていただきましたが、職員の適正配置計画にどのような影響があるのか、また財政状況、今後の税収も下がったり人口減少が止まりようがないものを考えていきますと、いろんなものに整合性が取れないのかなという心配はあります。ですから、そういった将来的なメリット、デメリットも含めたものをもう一度ご説明してもらってよろしいですか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） まず、新規採用につきましては、当然2年に1歳ずつ定年が延びるような形に最初なっまいります。そうしますと、今まで30名採ろうと思っていたものが15名ずつ、2年に分けてというような形で必要最小限の採用になっまいりますので、どうしても1年ごとの人数は少なくなってくるかと思えます。

あと、財政的な懸念でございますが、もちろんおっしゃるとおり、かなりの負担が増えるということは先日お知らせしたとおりでございます。ただ、制度でもう決まっている部分ではございますので、いかにいる職員に頑張ってもらえるか、その方の知識を伝えることによって、若い職員の底上げ、それをどういうふうにしていくかというところを今後もっと考えていきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） そういった懸念は当然ある中で、皆さんのまたやる気とか覚悟というのが試されている時期が来ると思えます。ぜひ人件費が最大のお金がかかる部分だというふうな発言もありましたので、説明の中では、ぜひせめて残業代を少しでも減らす努力であったり、そういったも

ので財政圧迫を少しでも減らしながら、こういった国の制度にのっとった変更により市民の皆様にも誤解も受けないような対策を少しでも努力していただきたいです。これは要望で構いませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第121号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第121号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は20ページから27ページまで、議案説明書は16ページから35ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、16ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要が生じたため、関係条例を整備する条例の制定について議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の20ページを御覧ください。こちらは制定文

となりますので、説明を省略させていただきます。

次の21ページを御覧ください。改正の概要でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例は8本ございまして、7本が一部改正、1本が廃止によるものでございます。

それでは、議案説明書18ページ、19ページをお開き願います。こちらの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処分等に関する条例の一部改正でございますが、第2条関係で字句の整理及び第2項第5号として本条例で定める職員として、定年等に関する条例第9条各項の規定により、「異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を加えるよう改めるものになります。

続きまして、同ページ中段の公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正になりますが、こちらも字句の整理及び第5項に本条例で定める職員として、「異動期間を延長された管理監督職の職員」を加えるよう改めるものでございます。

続いて、20ページ、21ページ、下段の栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正になりますが、こちらは地方公務員法の改正を受け、引用条項を改めるものでございます。

続いて、同ページ下段から22、23ページの栃木市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございますが、こちらは第3条で字句の整理及び減給の効果につきまして、減給額の上限を定めるものでございます。

続いて、同ページ上段から24、25ページの栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、こちらは対象が「再任用短時間職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に改められることによる、引用条項や字句の整理を行ったものでございます。

続いて、同ページ下段の栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第2条第1項第3号として、定年に関する条例第9条関係で、「異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を加え、対象職員の範囲を改めるとともに、字句の整理を行ったものでございます。

また、26ページから33ページ、第17条から22条関係におきまして、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなど、字句の整理及び引用条項を改めております。

続いて、34、35ページでございますが、附則の6は給与条例、附則の読替規定を加えるものでございます。

続いて、同ページ中段の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、「再任用等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるとともに、地方公務員法の引用条項を改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の20ページを御覧ください。こちらは、制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、21ページを御覧ください。こちらは改正文となりますが、内容につきましては議案説明書の新旧対照表によりご説明いたしましたので説明を省略させていただきますが、25ページの下段

を御覧ください。栃木市職員の再任用に関する条例の廃止でございますが、再任用職員に関することを廃止し、定年延長後は定年前再任用短時間勤務職員へ移行となります。また、制度完成までは現在の再任用制度と同様の暫定再任用職員として、1年更新で最長65歳まで勤務できるようになっております。

続いて、附則でございますが、第1条といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

26ページ、第2条では暫定再任用職員の定義を、第3条から第6条においてはおのおのの条例改正としての暫定再任用職員の取扱いにかかる経過措置についての規定を定めたものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第122号 栃木市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第122号 栃木市職員の降給に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は28ページから32ページまで、議案説明書は36ページとなります。まず、議案説明書によ

りご説明を申し上げますので、議案説明書の36ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務制などの制度を導入するに当たり、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の28ページを御覧ください。こちらは、制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の29ページを御覧ください。条例案となりますが、条例制定の趣旨につきましては、地方公務員の定年引上げにより、役職定年制が導入されるに当たり、管理職から非管理職に降格することについて定めるとともに、役職定年対象以外の職員の降給に関する規定を定めるものでございます。

第1条は、本条例の趣旨を規定するもので、この条例は地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、降給の種類を規定するもので、降給の種類は降格及び降号並びに地方公務員法第28条の2第1項、定年による退職に規定する降給であることを規定しております。

第3条は、降給の事由を規定するもので、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、事由として1つ目は次のア、イ、ウいずれかに該当する場合で、任命権者が必要であると認めるときとするもので、アといたしまして、職員の能力、または業務評価の実施権者による確認が行われた全体評語、人事評価の結果ですね、が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合における指導、その他任命権者が定める措置を取ったにもかかわらず、なお勤務実績が良好でない場合、状態が改善されていないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。イといたしまして、任命権者が指定する医師2名において、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またこれに耐えられないことが明らかである場合。ウといたしまして、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての的確性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該的確性を欠くことを認められる場合において、指導、その他任命権者が定める措置を取ったにもかかわらず、当該的確性を欠く状態がなお改善されないとき。

2つ目は、職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合と規定しておりますが、この場合降格させる職員については、任命権者が勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づいて公正に判断して定めるものといたします。

第4条は、降号の事由を規定するもので、職員の定期評価の全体評語は、最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合であって、かつその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導、

その他任命権者が定める措置を取ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合、必要があると認めるときは当該職員を降号すると規定いたします。

第5条は、通知の交付を規定するもので、職員を降級させる場合にはその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないという規定でございます。

第6条は、受診命令に従う義務を規定するもので、職員が第3条第1号に規定する診断を受けるように命じられた場合には、これに従わなければならない旨を規定するものでございます。

第7条は、委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定してございます。

附則といたしましては、施行期日ですが、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。また、定年が引き上げられた職員の60歳に達した日以後の最初の4月1日、つまり退職年度の翌年度以降の給料月額を7割とする措置を、地方公務員法に規定する職員の意に反する降給とみなすこととともに、当該措置を受ける職員に対し、当該措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととすることを規定いたします。

説明については以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 説明ありがとうございました。122号なのですけれども、第1条で、要は今回の役職定年に伴う降給ということは理解できるのですが、第2条以降の職員の評価と心身の状態とかありますけれども、職員の評価が低いということで降給をするというのをここに一緒に盛り込んできたというのはどういった理由からなのでしょうか。ご説明いただきます。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） このことにつきましては、平成27年当時に降給条例の制定というものがもともとございまして、その当時組合とのやり取りもいたしましたが、先に人事評価の実施を優先いたしまして、入れなかったと、先に送ったというような形でございます。

今回、この条例を制定したというのは、この項目を入れるに、7割に下げるとか、今後項目を入れるに当たりまして、定めていない部分、例えば降号とか、そういう部分がございましたので、その部分を含めて全体を整理させていただいて、他市の状況を見ますと、県内では同じように条例をしつらえておりますので、それに合わせてつくらせていただいたというものでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 一般企業なんかの就業規則ですとか、労働条件通知書なんかでは昇給に関することというのは絶対的記載事項になっているわけなのですが、降給に関するものというのはなっておりません。なかなか降給、解雇というのは労働基準法の中でも降級すること、解雇することと

いうのはかなりの制約を受けてまいります。そういった中で、今回降給の条項を設けるわけですが、他市に倣ってといった発言もございましたが、実際近隣他市町、どういった状況なのか、また県などどういった状況なのか、お伺いをいたします。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 県内におきましては、那須塩原市以外、降給条例がもともとございましたので、今回の改正で一部改正をしているというような状況でございます。

県におきましては、職員の分限に関する条例を定めておりまして、その中で降給に関する事項を規定しております。定年引上げに係る対応については、この条例を一部改正することと聞いております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 昇給に関する事というものは絶対書かなければいけないところでありまして、降給、解雇につきましては書いてはいけないとか、そういったことはありませんで、当然必要とあらば、一般企業ですけれども、公務員さんには当てはまらないわけですが、そういった部分に当たるのが降給に関する事でございます。

私、反対するわけではないのですが、ぜひこの役職定年以外の理由で降級する職員の方というのは、本当にこれから出てくるというふうな予想といたしますか、できたらこういった職員の方は、降級される方は出てきていただきたいくないというふうに思っているのですが、見込みといたらなかなか難しいかと思うのですが、その辺につきまして今現在でどういったお考えをお持ちなのか答弁いただきたいと思っております。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 委員のおっしゃるとおり、こういうものを使わないのが一番いいわけでありまして、当然そういう気持ちは同じでございます。ただ、今こういういろんな方がいらっしゃいますので、考えもつかないような方もいるかもしれません。そういうかなり常軌を逸した場合、当然こういうものを使ってやらざるを得ないという部分が出てくるのかなとは思っています。これを使って何でもかんでもやっていくという、そんなことはできませんし、そういうことをやるような条例でもございません。

○委員長（小久保かおる君） ほかに。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 関連になります。12月定例会で、先週、大綱質疑の中でも内海議員のほうから質問ありまして、ちょっと若干重複する部分もございますが、私からも何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、その前段で今回の定年延長に関する研究会の説明が執行部のほうからありまして、そのときにこの降給に関するお話というのは全く出ていなかったように感じるのですが、当然この流れを

見たときに、これに付随するというか、関連性はあるなというのは分かります。私も理解はするのですが、何か突然出てきたなという印象がすごく強く感じるところなのですが、その辺について答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 説明として、細かく説明するほどといいますか、条例がまだ整備途中であったものですから、細かくは整備をできなかったというところは申し訳なく思っております。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そのときのやり取りの中で、大野部長からのほうの答弁もありまして、これ降格とか降給をさせるためのルールづくりではないよというのはもうお聞きしているのですが、ただ被査定者、査定をされる職員の方が千何名いる中の大部分占めるわけです。要するに仕事している側にとっては、すごく私は影響のあることではないかなと思うのです。それは、さほど影響がないからという今言葉出ましたけれども、そういうのではないのだと思うのです。やっぱり仕事する上でのモチベーションですとか、そういうのを含めると、被査定者はすごくこれ重要な問題ではないかなと私は思うのです。先ほどの答弁の中でも平成27年に降給条例があったよと、そのとき先送りして、今回この提案というか、踏み切ったよということで、今回ご提案いただいていますこの降給に関する条例、このページ数でもすごくボリュームがあるのです。中身は否定しません。当然のこと書いてあるなと私も認識しているところなのですが、でも被査定者にはこういうのやっぱり教えておかないと駄目なのです。とすごく感じるのと、逆に組合側というのはこれ合意しているのですか。そこお聞きしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 組合側にはご説明いたしておりますが、定年の関係の降給については合意をしております。それ以外については、まだ継続というか、話し合いをしているところでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、この項目については今後もまだ協議を続けるということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 組合が危惧しているのは、委員のおっしゃるように恣意的なものがあったり、どういう運用されるのだろうかというところだと思います。この後規則等も整備してまいりますので、そういう規則等で内容を組合と調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（小久保かおる君） 大野経営管理部長。

○経営管理部長（大野和久君） では、すみません。私のほうから少し補足させていただきます。

今、福田委員からもご指摘があったように、定年延長に伴い、この降給条例というのが登場して

きた、これには何か違和感を覚えると、それはごもっともかなと思います。ちょっと経緯を振り返って説明させていただきますけれども、まずこの降給条例というのは、確かに定年延長と降給条例、給料下げるとというのが誰でもあれ、何でって違和感あると思うのです。これ正直私も名前だけ見ればちょっと不自然な感じはいたします。この降給条例というのは、実はこの内容を見ていただくとお分かりになるように、やっぱり勤務状態がよろしくない方なんかについても給料を下げるができるような中身になっています。

本来であれば、最初にこの降給条例というのが自治体で出てくるべきそのタイミングというのは、今から数年前、さっき課長のほうから平成28年とか平成27年という言葉出てきましたけれども、実は、これは私の言うことが間違っていればちょっと担当から直してもらっていいのですけれども、恐らく平成28年度、平成28年の4月1日から恐らく全国的にこの人事評価制度というのが正式に運用始まった年なのです。ただ、実際には栃木市では、よその自治体でもそうなのですけれども、試験的にもっと早くから人事制度を導入していたのです。例えば栃木市では平成25年の1月から人事評価を試行、試験的に導入してきました。それで試験期間が終わって、平成28年の4月1日から本格実施になったのですけれども、本格実施になった時点でその人事評価を行って、成績のいい人には給料を上げる、成績が悪い人は本来よりも落とすというふうな仕組みがそこで出来上がるべきだったのですけれども、栃木市では給料を落とすという仕組みをそのときこの降給条例を設けなかったのです、それがなかったのです。ですが、要するにさっき課長が言ったように、ほかの那須塩原市以外、内海議員はほかにもあるとおっしゃっていたので、ちょっとそれはさておいて、那須塩原市と栃木市は降給条例つくっていなかったのです、本格実施になった人事評価の中でも給料を落とすことができない仕組みのままここまで来てしまったのです。本来だったら、そこで降給条例を設けていけば、勤務成績の悪い人は給料が落ちるという制度があって、今回の定年延長でその降給条例の一部に定年延長の前も落ちますというのを追加するだけで済んだのです。ただ、栃木市は当時その条例を設けなかったのです、今になって定年延長でいや応なく給料を落とす人たちが出てくる、そういう人たちの給料を下げるためにこの降給条例をつくらざるを得なくなった。そこに、前に平成28年度のときにつくるべきだった勤務成績が悪い人、そういう人たちが給料を下げるができる、その規定も併せて今回このような形で上程させていただいたということなのです。だから、ちょっと振り返ってみると、やり方が今思うとちぐはぐになってしまったために、今いきなり2つの内容を抱き合わせというか、そういう形で出てきたので、ちょっと違和感を覚えざるを得ないのかなというのがありますので、本来は確かにこれは定年延長に伴うもの、これは人事評価に基づくものという2つ種類があるということをきちっと説明して、皆様のご理解を得るといふようなやり方をすれば、もうちょっと分かりやすかったのかなという気はいたしますので、その点についてはちょっとおわびしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今の部長の説明で、ちょっと引っかかりが取れた部分もございますけれども、冒頭私も民間のほうで労働組合経験しているということで、公務員とは若干違っている部分もあるのかもしれないですが、協議中でまだ何か精査できていない部分で、ここで上程してしまっているのかなというのがちょっと私は目が点になっているところなのです。だから、それで制定がいつになるのかなのですが、まだ先だと思いますので、今大野部長もおっしゃったように、関連性が全く定年延長となくはないということも理解しているのですが、人事評価の部分とは分けまして、説明してやっぱり組合と協議、合意制持ってからでもよかったのではないかなと私感じるころなのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 組合と協議は続けておりますが、なかなか組合は全く取り下げろというような部分もございますので、立場がそれぞれ違いますので。ただ、市民に対してのこういうものをつくっているというのを示す必要もあるかと思っております。

それに、先ほど申し上げましたように、これをつくったから直ちに下げるとかそういう部分ではなくて、また規則で内容を調整をさせていただいて、こういうときに該当しましょうとか、そういう部分を組合と調整をするところもございますので、そういう部分でよく協議といいますか、をさせていただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうなのです。例えばこれ今栃木市の職員さんに関わる話なので、降給って。あくまでも降給が目的で、降格が目的でこの条例を定めていないというのは理解していますけれども、中身についてもごもっともな内容で記載されていますよね。民間で例えば、規定の休暇を超えてしまって、欠勤までした人にボーナスの査定Aなんてあり得ないのです、やっぱり。もう成果主義ですから、民間というのは。そこと公務員ちょっと違うのかもしれないけれども、この中身自体は私全く反対はしません、この中身は。しかしながら、何か組合さん納得しない、それは執行部側と組合側と当然相反するものだというようなお言葉述べられていましたけれども。ただ、やっぱりここで私たちがこれ受けてしまうと、まだ聞き取りも職員さんに対してしていないところで決まってしまうのです、やっぱり。だから、もうちょっと協議重ねていただければなというのは私感じるころなのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 先ほどから申し上げていますように、細かいところ調整をさせていただきたいと思います。その部分での協議はさせていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） もちろん全員賛成なんてあり得ないので、反対もあってしかるべきだなと私

感じていますが、その協議の部分というの本当に重要だし、職員さんに直接関わることなので、やっぱり理解深めて協議を続けていただければというふうに思います。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第123号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第123号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は33、34ページ、議案説明書は37ページから39ページとなります。まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の37ページを御覧ください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改正するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要でございますが、第1条関係は期末手当につきまして、本年12月期の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

第2条関係は、期末手当について来年令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等に

100分の2.5とするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。それでは、38ページ、39ページを御覧いただきたいと存じます。まず、改正条例第1条関係につきましては、本年12月期の期末手当の支給割合を「100分の162.5」から改正案のとおり「100分の167.5」とし、100分の5引き上げるものでございます。

次の改正条例第2条関係につきましては、期末手当の支給割合を「100分の167.5」から改正案のとおり「100分の165」とし、支給割合を均等にし、令和5年度から改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の33ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の34ページを御覧ください。改正文でございますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明を申し上げます。

第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行したいというものでございます。

第2項につきましては、第1項の規定は令和4年12月1日から適用するというものでございます。

第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第124号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第124号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は35ページ、36ページ、議案説明書は40ページから43ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の40ページをお開き願います。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市長等の期末手当を改正するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、第1条関係は期末手当について、本年12月期の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

第2条関係は、期末手当について、来年令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等に100分の2.5とするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。それでは、42、43ページを御覧ください。まず、改正条例第1条関係でございますが、本年12月期の期末手当の支給割合を「100分の162.5」から改正案のとおり「100分の167.5」とし、100分の5引き上げるものでございます。

続いて、改正条例の第2条関係でございますが、期末手当の支給割合を「100分の167.5」から改正案のとおり「100分の165」とし、支給の割合を均等にし、令和5年度から改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の35ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の36ページを御覧ください。改正文でありますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。

第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行したいというものでございます。

第2項につきましては、第1条の規定は令和4年12月1日から適用するというものでございます。

第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすというものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第6、議案第125号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第125号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は37ページから53ページまで、議案説明書は44ページから85ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の44ページを御覧ください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定すること及び地方公務員の定年年齢の段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、第1条から4条におきまして、定年年齢の段階的引上げや定年前再任用短時間勤務職員制度等を含めた、地方公務員法の一部改正に伴う字句の整理及び国家公務員の給与改定に準じて、勤勉手当及び給料月額引上げなど、所要の改正を行うものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書46ページ、47ページをお開き願います。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。まず、改正条例、第1条関係でございますが、勤勉手当に関する第17条の4第2項では、勤勉手当の12月期分の支給割合を改めるものでございます。再任用職員以外の職員にあっては、本年12月期の支給割合を100分の10引上げ、「100分の95」から「100分の105」へ、課長級以上である特定幹部職員にあっては、「100分の115」から「100分の125」へ改めるものでございます。また、再任用職員につきましては、100分の5引上げ、「100分の145」から「100分の150」に改めるものでございます。

続いて、48ページ、49ページを御覧ください。このページから55ページまでは、別表第1といたしまして、行政職の給料表の改正でございます。初任給を大卒で3,000円程度、高卒で4,000円程度引き上げるとともに、これに併せて20歳半ばに重点を置き、30歳半ばまでの職員が在職する号給について引上げの改正を行うものでございます。

続いて、56ページ、57ページを御覧ください。このページから63ページまでが別表第2の消防職員の給料表でございます。こちらも行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものでございます。

続いて、64ページ、65ページを御覧願います。改正条例の第2条関係でございます。第4条関係は、再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員になるに当たり、字句の整理及び引用条項を改めたものでございます。

以下、64ページから73ページの第10条、13条、16条、17条関係では、同様に定年前再任用短時間職員に係る字句の整理のほか、引用条項を改めたものでございます。

続きまして、72、73ページを御覧願います。勤勉手当に関する17条の4第2項関係でございますが、令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を均等にすることでございます。

続いて、75ページから81ページまでが附則となりますが、定年の引上げに伴う給与に関する特例措置として、30項に当分の間、定年延長の際の給料月額は、退職前の給料月額100分の70を乗じて得た額と規定しております。以降、36項までが関係項目の整理となっております。

続きまして、82ページ、83ページを御覧願います。改正条例第3条関係でございますが、第10条第2項の改正につきましては、特定任期付職員に対する本年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引上げ、「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるものでございます。また、別表第1の特定任期付職員給料表の改定につきましては、国家公務員の改定に準じて、給与月額を改めるものでございます。こちらでは1号のみでございますが、1,000円引上げとなっております。

続きまして、下段の改正条例、第4条関係でございます。特定任期付職員の期末手当について、来年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を均等にするため、100分の165に改めるというものでございます。

続いて、11条につきましては、「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」へと字句を改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の37ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の38ページを御覧ください。改正文であります。内容についてはただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をさせていただきます。50ページをお開き願います。附則第1条につきましては、条例は公布の日から施行すること。

附則の第2条、給与の内払い、第4条、定年退職者の再任用に関する経過措置の規定は、令和5年4月1日から施行としたいというものでございます。

第1条第2項におきまして、改正後の給与条例及び任期付職員の条例は令和4年4月1日に遡って適用すること、改正された勤勉手当の加算率については、令和4年12月1日から適用することとしております。

以下、第2条の給与の内払いにつきましては、このたびの給与改正で遡って支給された給与の内払いとすることを、第4条では再任用に関する経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員や定年前再任用短時間勤務職員に係る字句の整理や規定を定めているところでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。
ここで執行部の入替えを行います。
また、ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時18分)

○委員長（小久保かおる君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 日程第7、議案第129号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） よろしく申し上げます。ただいま上程いただきました議案第129号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は65ページ、議案説明書は106ページから111ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、106ページをお開きください。議案第129号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事請負契約を栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社ワタナベ土木、代表取締役、平山研史と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、107ページの参考欄といたしまして、工事名は（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事、工事場所は栃木市都賀町原宿地内であります。工事概要につきましては、複合施設庁舎RC造り2階建て、建築面積、1,482.82平方メートル、延べ床面積2,558.02平方メートルの新築工事でございます。車庫、倉庫等、駐輪場及び路盤補正、雨水浸透槽などの外構を行うものでございます。

次に、108ページが配置図、109ページが1階平面図、110ページが2階平面図、111ページが南立面図と東立面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、65ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法96条第1項第5項の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約

の目的につきましては、(仮称)都賀総合支所複合施設新築工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約金額につきましては、9億2,246万円であります。4、契約の相手につきましては、栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社ワタナベ土木、代表取締役、平山研史であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は、2つの共同企業体で落札率は95.99%であります。

以上で説明終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(小久保かおる君) 以上で、当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

福田委員。

○委員(福田裕司君) 説明ありがとうございました。

まず、今資材費の高騰ということで、世の中騒いでいるわけなのですが、この予定価格については、そこも、資材高騰なんかも考慮した設定となっているのでしょうか。

○委員長(小久保かおる君) 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長(川又俊行君) お答えいたします。

予定価格につきましては、積算等行いまして、今委員さんも言いましたように、その高騰もある程度含んだ価格で設計を組んでありますので、今後状況によってどう、ちょっと何とも言えませんが、今現在大丈夫だと思います。

以上です。

○委員長(小久保かおる君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第129号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第8、議案第130号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） ただいま上程いただきました議案第130号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書は66ページ、議案説明書は112ページから116ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、112ページをお開きください。議案第130号、工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気工事、電気設備工事請負契約を栃木市梓町39番地23、森澤・伊藤特定建設工事共同企業体、代表者、森澤電機工業株式会社、代表取締役、森澤久雄と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5条第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第129号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、参考欄であります、工事名は（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事、工事場所は栃木市都賀町原宿地内です。工事概要につきましては、高圧受変電設備、発電設備、構内配電線路設備、電灯設備などの電気設備工事です。カーボンニュートラル化関連工事、V2Xシステムは、令和5年度に発注するため、本工事には含まれておりません。

また、113ページから116ページの配置図につきましては、議案第129号と同じであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、66ページをお開きください。工事請負契約の締結についてありますが、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約の目的につきましては、（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事です。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札です。3、契約の金額につきましては、2億746万円です。4、契約の相手方につきましては、栃木市梓町39番地23、森澤・伊藤特定建設工事共同企業体、代表者、森澤電機工業株式会社、代表取締役、森澤久雄です。

なお、本件の入札に参加した業者数は3つの共同企業体で、落札率は95.98%です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 以上で、当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第130号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第9、議案第131号 工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） ただいま上程をいただきました議案第131号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は67ページ、議案説明書は117ページから121ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、117ページをお開きください。議案第131号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事請負契約を、栃木市都賀町木347番地2、セキネ・日向野特定建設工事共同事業者、代表者、有限会社セキネ設備工業、代表取締役、関根正宏と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第129号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、参考欄であります、工事名は（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事、工事場所は栃木市都賀町原宿地内であります。工事概要につきましては、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給排水設備などの工事を行うものであります。

また、118ページから121ページの配置図等は、議案第129号と同じなものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、67ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります、次により工事請負契約を締結することについて、地方

自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約の目的につきましては、(仮称)都賀総合支所複合施設新築機械設備工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約の金額につきましては、1億8,700万円であります。4、契約の相手方につきましては、栃木市都賀町木347番地2、セキネ・日向野特定建設工事共同事業体、代表者、有限会社セキネ設備工業、代表取締役、関根正宏であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は5つの共同企業体で、落札率は98.71%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(小久保かおる君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小久保かおる君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第114号(所管関係部分)の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(小久保かおる君) 次に、日程第10、議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算(第7号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和4年度栃木市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,859万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717億8,066万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は第2条、継続費の変更は第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は第3条、繰越明許費の追加は第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は第4条、債務負担行為の追加は第4表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は第5条、地方債の追加は第5表、地方債補正による。第2項は地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は、2項目めの9款1項防災ハザードマップ改訂委託であります。今年度県が作成している中小河川の浸水想定区域図等の完成時期が年度末となり、それらのデータを反映させるには年度内完了が見込めないため、繰り越すものであります。

次に、8ページ、9ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1項目めのふるさと応援寄附インターネットサイトシステム使用から10項目めの契約管理システム使用までの10件及び次の9ページ、1項目めの自家用電気工作物保守管理業務委託（消防本部消防署）から4項目めの消防救急デジタル無線保守点検業務委託の計4件であります。

まず、8ページの1項目め、ふるさと応援寄附インターネットサイトシステム使用につきましては、ふるさと納税のサイト使用契約を4月1日に自動更新を行う必要がありますので、令和5年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、2項目めの広報とちぎ印刷及び3項目めの広報とちぎ配送業務委託の2件につきましては、来年度の広報とちぎの発行、配送作業等を迅速かつ円滑に進めるため、本年度中に入札事務等を行

う必要がありますので、令和5年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、4項目め、工事業務実績情報検索システム使用から10項目めの契約管理システム使用までの7件につきましては、来年度の入札契約事務を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和5年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、9ページ、1項目めの自家用電気工作物保守管理業務委託（消防本部消防署）から4項目めの消防救急デジタル無線保守点検業務委託までの4件につきましては、来年度の消防関係の保守管理業務委託等を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和5年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、11ページをお開きください。第5表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の観光施設整備事業につきまして追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。第6表、地方債補正（変更）であります。12ページが補正前、13ページが補正後となっております。補正前の起債の目的欄1項目めの保育所施設整備事業から一番下の文化会館施設整備事業までの計14件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更がございません。

次に、少し飛びまして、43ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。43ページが歳入、次の44ページ、45ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、46ページ、47ページをお開きください。

一番下の段の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1,523万2,000円の増額であります。説明欄のマイナポイント事業費補助金につきましては、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が12月末に延長されたことに伴い、必要な支援の財源として国庫補助金が交付されることから、増額補正するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施に当たり、国の補正予算による交付金の配分があったため、増額補正するものであります。

次に、48ページ、49ページをお開きください。4目2節都市計画費補助金は、補正額337万1,000円の減額であります。説明欄の街なみ環境整備事業補助金につきましては、歴史的風致形成建造物補助金の執行見込みがなくなったこと等により、減額補正するものであります。

次に、5目1節消防費補助金は、補正額63万2,000円の増額であります。説明欄の防災安全交付

金、栃木県における総合的な浸水対策の推進につきましては、今年度県が作成する中小河川の浸水想定区域図や浸水継続時間のデータを反映させた防災ハザードマップの改訂作業を行う財源として国庫補助金が交付されることから、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、52ページ、53ページをお開きください。1段飛びまして、9款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額7億6,847万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款5項4目2節雑入は、補正額271万1,000円の増額であります。説明欄の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、電気料の高騰に伴い、北部健康福祉センター指定管理者負担分の電気料を増額補正するものであります。

次に、2款1項市債であります。2目1節児童福祉債は補正額240万円の増額であります。説明欄の公共施設等適正管理推進事業債（保育所施設整備事業）につきましては、旧大平南第2保育園解体事業費に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、次の栃木県市町村振興資金貸付金（保育所施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、12ページにあります第2表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、4目1節農業債は補正額300万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費に充当する市債であります。先ほどの児童福祉債と同様により借入れ条件が有利となるよう、次の54ページ、55ページ一番上の栃木県市町村振興資金貸付金（農道整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

次に、5目2節観光債は、補正額720万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（観光施設整備事業）につきましては、横山郷土館改修事業費の財源として、起債額を補正するものであります。

次に、6目2節道路橋りょう債は、補正額1億4,970万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（橋りょう維持事業）から一番下の栃木県市町村振興資金貸付金（橋りょう新設改良事業）までにつきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費ほか24件の事業費に充当する市債であります。金額の増減理由といたしましては、充当事業費の増減、交付金の決定に伴う調整及び他と同様により借入れ条件が有利な栃木県市町村振興資金貸付金への変更等によるものでありますので、各項目の詳細は省略させていただきます。

次に、3節河川債は補正額1,870万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債（河川等整備事業）及び次の一般事業債、その他排水施設等河川等整備事業につきましては、雨水浸水対策事業費に充当する市債であります。充当事業費の増加により、増額補正及び一般事業債につきましては、他と同様に次の栃木県市町村振興資金貸付金（河川等整備事業）へ変更するため、

補正をするものであります。

次に、4節都市計画債は補正額120万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（歴史まちづくり事業）につきましては、歴史まちづくり事業費の調整に伴い、起債額を補正するものであります。

次に、7目1節消防債は補正額160万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防団機械器具置場等整備事業費に充当する市債であります。適用性を精査し、栃木県市町村振興資金貸付金（消防施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

次に、8目1節教育総務債は補正額750万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（学校給食調理施設整備事業）につきましては、都賀学校給食センター蒸気ボイラー更新事業費に充当する市債であります。他と同様に次の栃木県市町村振興資金貸付金（学校給食調理施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

次に、2節小学校債は補正額1,220万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校給排水設備整備事業費に充当する市債であります。他と同様に次の栃木県市町村振興資金貸付金（小学校施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

次に、3節中学校債は補正額550万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（中学校施設整備事業）につきましては、中学校給排水設備整備事業費に充当する市債であります。他と同様に次の栃木県市町村振興資金貸付金（中学校施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

次に、4節社会教育債は補正額2,860万円の増額であります。説明欄の公共施設等適正管理推進事業債（伝建地区拠点施設整備事業）につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費に充当する市債であります。他と同様に3項目めの栃木県市町村振興資金貸付金（伝建地区拠点施設整備事業）へ変更するため及び2項目めの一般事業債、その他文教施設、文化会館施設整備事業につきましては、文化会館施設改修事業費に充当する市債であります。他と同様に4項目めの栃木県市町村振興資金貸付金（文化会館施設整備事業）へ変更するため、充当起債額を補正するものであります。

以上で、歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分について説明をいたしますので、56ページ、57ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額40万円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、人事院勧告による改定に伴い、支給額が増加し、当初見込んでいた職員手当等に不足が生じるため、補正をするものであります。

なお、次ページ以降の各科目における職員人件費及び会計年度任用職員共済費につきましても、同様に人事院勧告による改定及び人事異動等に伴い、給料、職員手当等を補正するものであります。

ので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、58ページ、59ページをお開きください。2款1項3目財政管理費は、補正額120万3,000円の増額であります。説明欄の財政課一般経常事務費につきましては、総務省が実施する決算額に関する調査について、令和4年度決算より調査項目が変更となり、システムの改修が必要となったため、委託料を増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額5,321万8,000円の増額であります。説明欄の庁舎管理費につきましては、電気料等の高騰及び感染症対策器具の購入のため、光熱費等を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は補正額1,693万4,000円の増額であります。説明欄のマイナポイント等設定支援事業費につきましては、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が12月末に延長されたことに伴い、マイナポイントの申請も増加が見込まれることから、さらなる支援が必要なため、委託料を増額補正するものであります。

次のマイナンバーカード普及事業費につきましては、低迷する県内市町のマイナンバーカードの取得率を向上させるため、県が実施するマイナンバーカード出張申請サポート事業に対する負担金が必要になることから、負担金を増額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額1,337万円の増額であります。説明欄の1項目め、大平総合支所庁舎管理費からその次、6項目めの岩舟総合支所庁舎管理費までにつきましては、各施設において電気料等の高騰により不足が見込まれるため、光熱費を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額234万5,000円の増額であります。説明欄の1項目めのコミュニティセンター管理費（地域政策課）からその次、5項目めの渡良瀬遊水地ハートランド城管理費までにつきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は補正額2,532万4,000円の増額であります。説明欄の1項目めの市民交流センター管理運営費から次の60ページ、61ページの4項目めの岩舟公民館管理運営費までにつきましては、各施設において電気料等の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は補正額1,043万1,000円の増額であります。説明欄の1項目めの藤岡体育館管理費からその次、7項目めの岩舟総合運動場管理費までにつきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱費を増額補正するものであります。

次に、16目諸費は補正額5億564万円の増額であります。説明欄の原油価格高騰対策指定管理業務補助金につきましては、電気料の高騰により、経営面で影響を受けている指定管理者に対し、負担を軽減するため、補助金を増額補正するものであります。

次の真名子夢ホール管理運営費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため、光

熱水費を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、88ページ、89ページをお開きください。8款4項5目まちづくり事業費は、補正額730万円の減額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、旧金澤呉服店について、土蔵の下屋撤去に伴い、板塀に倒壊のおそれがあることから、早急に改修する必要が生じたため、また歴史的風致形成建造物補助金について、予定していた補助対象物件の修理工事が執行の見込みがなくなったため、工事請負費等を補正するものであります。

次に、90ページ、91ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額1,780万4,000円の増額であります。説明欄の2行目、栃木消防署管理運営費及びその次の文書管理運営費につきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、3目消防施設費は補正額21万4,000円の増額であります。説明欄の消防通信施設管理事業費につきましては、各施設において電気料の高騰により不足が見込まれるため、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は補正額704万6,000円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、電気料の高騰により不足が見込まれるため及び同報系防災行政無線の放送装置が落雷により破損し、修理が必要となったため、維持補修費等を増額補正するものであります。

次の危機管理事業費につきましては、Jアラート受信機が故障し、修理の必要が生じたため及びJアラート自動起動装置について、緊急地震速報におけるフォーマットの変更からソフトウェアの改修が必要となったため、委託料等を増額補正するものであります。

次の防災ハザードマップ改訂委託費につきましては、今年度県が作成する中小河川の浸水想定区域図や浸水継続時間のデータを反映させるため、委託料を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 7ページなのですけれども、7ページの消防費なのですけれども、防災ハザ

ードマップの改訂版の委託の関係なのですけれども、なぜ繰越明許費の補正になったのか、状況をお伺いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 高久危機管理課長。

○危機管理課長（高久一典君） 浸水想定区域図につきましては、県のほうで指定、公表する形になっておるのですが、県で実施している中小河川、その浸水想定区域図や浸水継続時間のデータ、それをハザードマップに反映させることとしているのですけれども、その県の浸水想定区域図の完成時期が3月、要は令和5年の3月となるため、それらを何とか反映させたいということになりますと、今年度内での完了というのがちょっと難しくなりますので、繰越しをさせていただきたいというものです。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の答弁、ありがとうございます。県のほうの目標というか、そういった規則があるかなと思うのですけれども、前回のハザードマップと違うところの場所と状況について、質問したいのですが、よろしくをお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 高久危機管理課長。

○危機管理課長（高久一典君） まず、改正点につきましては、中小河川ということで、増える河川が三杉川、小藪川、永野川、赤津川、藤川、そして柏倉川、逆川、江川、この河川がまず改正になりますので、増えるという形になります。

それと、改正内容につきましては、今言った浸水想定区域のほかに令和元年度の東日本台風のときの被害状況を反映していきたい。また、備蓄品の例や災害に関する情報、その収集手段、そしてタイムラインなどの防災に関する啓発情報についても掲載していきたいという予定であります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はないでしょうか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。

今、61ページなのですけれども、今回いろいろと光熱費関係で電気代がかなりの高騰ということで、随分補正が各課で組まれているのですけれども、61ページの中でやはり光熱費でこの原油価格の高騰対策の指定管理業務の補助金ということで、1,200万円が計上されているのですけれども、指定管理者に対して、それぞれ管理内容にもよって多少違うかと思うのですけれども、これ管理者数というのはどのぐらいあるのですか。また、それぞれどのぐらいの明細というかあれが分かればと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（小久保かおる君） 狐塚行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（狐塚光紀君） それでは、お答え申し上げます。

今年度の時点で指定管理者の数なのですけれども、全部で43ございます。今回の補助の対象とな

るべきであろうと施設というのは、現在のところ34の施設を今考えているところであります。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） また、その同じページなのですけれども、これさっき諸費の中で5億と564万円の補正額が出ているのですけれども、これを見ていくと国県支出金の返還金ということで随分返還金が出ているけれども……

〔「所管外」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 所管違う。これ違う。

○委員長（小久保かおる君） 所管外。すみません。

○副委員長（森戸雅孝君） 所管違うか。では、失礼しました。所管外ということで。では、ちょっとすみません。失礼しました。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 59ページなのですが、一般質問でもやったものですから、やったものですからというわけではないですが、質疑いたします。

マイナンバーカードの普及事業費で、出張申請サポートの県事業の負担金ということなのですが、出張申請サポートの具体的な内容とこの負担金の割合等につきまして、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） お答えいたします。

今回の県事業につきましては、県が県内各市町の各地域で出張申請サポートのほうを実施するというところで、栃木市におきましては8か所、市内の商業施設を中心に実施をしたところでございます。1回当たりの負担金ということで、1回30万円ということで240万円ということでございます。

○委員長（小久保かおる君） よろしいですか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 59ページ、藤岡総合支所の管理なのですけれども、214万7,000円上がっているということなのですけれども、どのぐらいに対して214万7,000円上がっているのですか。

〔「電気代」と呼ぶ者あり〕

○委員（福富善明君） 電気代。いやいや、次の話だ。次の話。

○委員長（小久保かおる君） 海老沼藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（海老沼博行君） どのぐらいって言いますと、使用量ということでよろしいでしょうか。

〔「使用量」と呼ぶ者あり〕

○藤岡地域づくり推進課長（海老沼博行君） 使用量といたしましては、9月のとき7,135キロワットの使用量に対して、料金のほうが22万9,470円でありました。しかし、10月に使用量といたしましては6,187キロワット、すなわち9月より1,000キロワット少ないのですけれども、料金としましては41万484円。9月の倍近く電気料が高騰している状況であります。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 今の藤岡総合支所の管理だけをお聞きしたのですけれども、栃木市全体として、電気料の金額と割合をちょっと教えていただける。総合的にどのぐらいかかっているのだから、ちょっと教えていただきたい。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） すみません。電気料だけの集計というのはちょっとないのですが、今回上がった額なら分かりますのでそれでよろしいでしょうか。全体的に今回要求された額が3億1,700万円程度となっております。施設全体で今回要求された額が3億1,700万円程度、約となっております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 3億円上がっているという、今後も電気料の上がる想定があるかなと思うのですけれども、今後の上がる想定についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 想定といたしましては、やはり最低でもこの程度のものは維持されてしまうのかなと。下がるようなちょっと要因が今のところ見えてきていないと。電気料の補助等もあるとかいう話もありますけれども、今のところそういったものが具体的に出てきていませんので、最低でもこのライン、あとは状況が悪化すればもうちょっと上がっていくかなというのを想定するような形です。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 大分3億円以上の電気料が上がっているということなのですからけれども、電気料節減に対して、市としてはどのような工作を考えていますか。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） まず、基本的には節減、これのほうをちょっと図っていただきたいということで、各施設においても極力節減いただくように周知をしているところでございます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 59ページの関連でちょっとお聞きしたいのですが、西方の総合支所の管理費がちょっとほかの総合支所に比べて突出しているような感じするのですが、その要因は何でしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 中田西方地域づくり推進課長。

○西方地域づくり推進課長（中田治彦君） 西方総合支所管理費の電気料の中には、北部健康福祉センターの電気料、それから西方公民館の電気料が含まれているところです。

以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、これ歳入のほうの55ページのところで、市債のところで答弁のほうで、ご説明のほうで、借入れの場所何だっけ、栃木県の市町村振興資金貸付金に切り替えたというような説明があったのですが、これのメリットというか、率的にはどれぐらいのメリットがあったのでしょうか、切り替えることによって。

○委員長（小久保かおる君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） お答え申し上げます。

振興資金につきましては、銀行利率より低利で借りられることというのが有利な点とありまして、あともう一つ、通常70から90%程度の充当率という形になっているのですけれども、振興資金は100%まで借りられるという形になっております。

昨年度の借り入れた状況なのですけれども、年数によって違いますので、例えば10年のものを銀行で借入れた場合0.155%、これに対して振興資金は0.1%という形で有利となっております。日銀等の低利施策等があって、銀行との差がちょっと縮まっている状況ではございますか、やはり有利な点ということで借入れを変えているような状況です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑ございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第114号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任お願いいたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後 零時 28分）